

房产税

财政部、国家税务总局于 2005 年 12 月 23 日发布财税[2005]181 号文《关于具备房屋功能的地下建筑征收房产税的通知》强调：

- 凡在房产税征收范围内的具备房屋功能的地下建筑，包括与地上房屋相连的地下建筑以及完全建在地面以下的建筑、地下人防设施等，均应当依照有关规定征收房产税；
- 对于与地上房屋相连的地下建筑，如房屋的地下室、地下停车场、商场的地下部分等，应将地下部分与地上房屋视为一个整体按照地上房屋建筑的有关规定计算征收房产税；
- 出租的地下建筑，按照出租地上房屋建筑的有关规定计算征收房产税；
- 本通知自 2006 年 1 月 1 日起执行。

✎ **编者按：**此前就这方面进行过“税收筹划”的企业应引起足够的重视。

优惠政策

财政部、国家税务总局发布财税[2005]186 号和国税发[2006]8 号文《关于下岗失业人员再就业有关税收问题的通知》及具体实施意见。主要政策有：

- 对商贸企业、服务型企业(除广告业、房屋中介、典当、桑拿、按摩、氧吧外)、劳动就业服务企业中的加工型企业和街道社区具有加工性质的小型企业实体，在新增加的岗位中，按实际招用人数予以定额依次扣减营业税及附加，企业所得税，定额标准为每人每年 4000 元。
- 对从事个体经营的(除建筑业、娱乐业以及销售不动产、转让土地使用权、广告业、房屋中介、桑拿、按摩、网吧、氧吧外)，按每户每年 8000 元为限额依次扣减其当年实际应缴纳的营业税、城市维护建设税、教育费附加和个人所得税。

不動産税

财政部・国家税務局は 2005 年 12 月 23 日に財税[2005]181 号文『家屋機能の有する地下建築に対する不動産税徴収についての通知』を公布、その要求は次の通りです：

- 地上建築と繋ぐ地下建築及び完全な地下建築及び地下の防空施設などを含む不動産税徴収範囲に属する家屋機能の有する地下建築に対してはすべて関係規定通りに不動産税を徴収すること；
- 家屋の地下室・地下駐車場・デパートの地下部など地上建築と繋ぐ地下建築に対し、地下の部分と地上の建築とを一つのものとなして地上建築関係規定に基づいて不動産税を計算徴収すること；
- レンタル中の地下建築に対し、地上建築のレンタル関係規定に基づいて不動産税を計算徴収すること；
- 本通知は 2006 年 1 月 1 日より施行する。

✎ **編集者より：**以前、これに関して『税収計画』を行ったことがある企業にはよく注意をしておくよう求めたいです。

特惠政策

财政部・国家税務総局は財税[2005]186 号と国税発[2006]8 号文『レイオフ者再就職相関税収問題についての通知』及び具体的な実施意見を公布し、主な政策は：

- 商業貿易企業・サービス型企業(広告業・不動産仲介・抵当・サウナ・マッサージ・酸素バーは除外)・労働就業サービス企業中の加工型企業及び町コミュニティにおいての加工型小企業法人実体について、その新規増加の職務に対し、実際の雇用者数を確認して、逐次営業税及びその付加・企業所得税を控除し、定額基準は 4000 元/人/年とする。
- 個人経営を従事する対象者について(建築業・娯楽業及び不動産販売・土地所有権譲渡・広告業・不動産仲介・サウナ・マッサージ・ネットカフェ・酸素バーは除外)は、年間 8000 元を限度額として逐次当年度の実際の納付すべき営業税・都市維持建設税・教育費付加と個人所得税を控除する。

- 对 2005 年底前核准享受再就业减免税政策的企业，在剩余期限内仍按原优惠方式继续享受减免税政策至期满；对 2005 年底前核准享受再就业减免税优惠的个体经营人员，从 2006 年 1 月 1 日起按上述政策规定执行，原政策优惠规定停止执行。
- 符合条件的国有大中型企业通过主辅分离和辅业改制分流安置本企业富余人员兴办的经济实体(从事金融保险业、邮电通讯业、娱乐业以及销售不动产、转让土地使用权，服务型企业中的广告业、桑拿、按摩、氧吧，建筑业中从事工程总承包的除外)，经有关部门认定，税务机关审核，3 年内免征企业所得税。
- 上述优惠政策审批期限为 2006 年 1 月 1 日至 2008 年 12 月 31 日。

财政部、国家税务总局于 2006 年 1 月 9 日发布 财税[2006]1 号文《关于享受企业所得税优惠政策的新办企业认定标准的通知》享受政策须满足：

- 在工商行政主管部门办理设立登记，新注册成立的企业；
- 新办企业的权益性出资人(股东或其他权益投资方)实际出资中固定资产、无形资产等非货币性资产的累计出资额占新办企业注册资金的比例一般不得超过 25%。
- 已批准享受新办企业所得税优惠政策的新办企业，可按规定执行到期。

征收管理

个人所得税档案管理

国家税务总局于 2006 年 1 月 23 日发布国税函[2006]58 号文《关于加强外籍人员个人所得税档案管理的通知》要求如下：

- 以企业为单位建立外籍人员台帐，台帐包括所有的外籍人员，无论来华时间长短，内容包括姓名、国籍、职务、任职时间等信息；
- 税务机关内对外籍人员实行一人一档制台帐管理；
- 在 2006 年 6 月底前自行完善台帐制。

✎ **编者按：**这是加强对外籍人员个人所得税征管的又

- 2005 年年末前に再就職税収免除特恵政策の享受許可企業に対し、余剰期には引き続き本来の税免除特恵を満期まで享受できるものとし；2005 年年末前に再就職税収免除特恵政策の享受許可個人經營者に対し、2006 年 1 月 1 日より前述規定に準じて実行するとし、本来の特恵は停止する。
- 条件適合の国有大中型企業が主副分離と副業改制を通じて別途配置した本企業余分者により創設した經濟实体(金融保險業・郵政通信業・娛樂業及び不動産販売・土地使用權讓渡・サービス型企業の広告業・サウナ・マッサージ・酸素バー・建築業の工事總請負を従事するものは除外)に対して、關係部門の認可を得て稅務機關の審査を通れば、3 年間企業所得稅免除を享受できる。
- 上記特恵政策の審査期限は 2006 年 1 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日までとする。

财政部·国家稅務總局は 2006 年 1 月 9 日に財稅[2006]1 号文『企業所得稅特恵政策を享受できる新設企業の認定基準に関する通知』を公布、当の政策を享受できる条件は：

- 工商行政主管部門で設立登録をし、新規登録して成立した企業；
- 新設企業の權益出資者（株主その他權益投資者）の實際出資額における固定資産・無形資産など非通貨資産の累計出資額の新設企業登録資金に占める割合は 25%以上になつてはならない。
- すでに新設企業所得稅特恵政策享受許可を獲得したものに対しては規定どおりに満期まで享受させるものとする。

徵收管理

個人所得稅登録ファイルの管理

国家稅務總局は 2006 年 1 月 23 日に国税公文[2006]58 号文『外国籍従業員個人所得稅登録ファイル管理強化に関する通知』を公布、その要求は：

- 企業を一つの単位として外国籍者台帳を設立し、内に中国入国時間を問わずすべての外国籍者を含む。内容は名前・国籍・職務・就職時間などの情報を含む；
- 稅務機關は外国籍者に対し「一人当たり一つのファイル」式の台帳管理を実行する；
- 2006 年 6 月末前に台帳制度を自らで最適化する。

一项措施。

出口发票管理

商务部、海关总署、国家税务总局于 2006 年 1 月 10 日发布商务部第 26 号令《低开出口发票行为处罚暂行办法》规定：

- "低开出口发票"是指对外贸易经营者在对外贸易中，向进口商提供的自制出口发票的票面价值低于出口报关时所提供发票票面价值的行为。
- 凡商务部接到来自于举报，进口国政府通报，海关查处等的关于企业低开出口发票的行为，将联合税务部门 and 海关予以查处。
- 对存在低开出口发票行为的对外贸易经营者处罚：
 - 初次违反的企业予以警告；
 - 警告后 2 年内再次违反的企业，可以并处 3 万元人民币以下的罚款；
 - 对外贸经营秩序造成严重影响的，可视其情节，给予违法企业禁止其 1 年以上 3 年以下从事有关对外贸易经营活动的处罚。
 - 负有主要责任的企业法定代表人，可视情节，禁止其在 1 年以上 3 年以下期限内担任外贸企业法定代表人。
 - 发现涉嫌低开监制出口发票的行为，由税务总局依据《中华人民共和国发票管理办法》的有关规定进行调查和处罚。
 - 发现走私及违反海关监管规定的，由海关依据《中华人民共和国海关法》及《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》的规定处罚。

动态信息

- 国家税务总局新近规定：自 2006 年 3 月 1 日起，交通运输业、娱乐业、服务业、建筑业营业税纳税人，除经税务机关核准实行简易申报方式外，均需按照新申报办法申报。要求纳税人报送新的《营业税纳税申报表》，并根据纳税人发生营业税应税行为所属

编辑者より：これは外国籍者個人所得税徴収管理を強化するためのもう一つの政策です。

輸出インボイスの管理

商務部・税関総署・国家税務局は 2006 年 1 月 10 日に発布する商務部第 26 号令『低額輸出インボイス作成行為を処罰する暫定弁法』の規定は：

- 『低額輸出インボイス作成行為』とは対外貿易經營者が対外貿易を行う際、輸入業者に提供する自製の輸出インボイスの額面価値を輸出通関申告の時に提供したインボイスの額面価値より低くする行為を指す。
- 商務部が告発を受理した場合、或いは輸入国の政府通達や税関通告により企業低額輸出インボイス作成行為を知らされた場合、速やかに税務部門と税関と共に調査してから厳しく取り締まる。
- 低額輸出インボイス作成行為をした対外貿易經營者に対する処罰：
 - 初犯企業なら警告；
 - 警告を受けた後の 2 年間で再び違反する場合、3 万元人民币以下の罰金をする；
 - 対外貿易の秩序に重大な影響を与えた場合、情状を斟酌して 1 年以上 3 年以下対外貿易經營活動を禁止するという処罰を処することができる。
 - 主要責任のある企業の法定代表人に対し、情状を斟酌して 1 年以上 3 年以下対外貿易企業法定代表人としての資格を取り上げという処罰を処することができる。
 - 低額輸出インボイス作成擬似行為を発覚した場合、税務総局が『中華人民共和国發票管理弁法』の関係規定を基づいて調査と処罰を行う。
 - 密輸や税関管理規定違反行為を発覚した場合、税関が『中華人民共和国税関法』及び『中華人民共和国税関行政処罰實施條例』の規定に基づいて処罰する。

動的情報

- 国家税務総局の最新規定：2006 年 3 月 1 日より始め、交通輸送業・娯楽業・サービス業・建築業の營業稅納税者に対し、税務機關が簡易な申告方式を認めたものを除いて、他はすべて最新申告方法で申告しなければならないと規定し、納税者が新的『營業稅納税申告表』

税目, 分别填报相应税目的营业税纳税申报表附表。
同时发生两种或两种以上税目应税行为的, 应同时
填报相应的纳税申报表附表。

を提出し、且つ発生した営業税納付すべき行為の所属
税目に応じて相応税目の営業税納税申告書の付表を記
入して報告すること。また、二つ以上の納税すべき税
目が発生した場合、同時に相応の納税申告書付表を提
出すること。

以上信息仅提供德安客户及对本公司业务感兴
趣之人士参考, 我们将尽量确保上述信息的准确
性, 我们提请读者注意, 上述内容系有关文件的
摘要, 在实际应用时, 须参照全文为准。同时,
我们欢迎各位就上述信息咨询本公司的专业人
士, 也欢迎各位登陆我们的网站
www.deancpa.com.cn。我们将为我们的客户提供
实实在在的增值服务。上述摘编如中、外文不一
致的, 以中文为准。

以上の情報は参考資料として当社顧客と同業者の皆様に限っ
て提供しており、私たちは出来る限りの努力をしてその確実
性確保に努めます。閲覧の際にお気を付けて頂きたいのは、
上記内容は関連資料の抜粋であり、実際の応用段階において
必ず資料全文を研究、参照すること。また、当社の専門家は
上記情報に関するお問い合わせ、ご相談を随時歓迎しており、
当社ホーム・ページwww.deancpa.com.cnもご覧になって頂
ければと思います。

私たちはハイ・レベルでクライアントの皆様へ専門サービス
を提供して参りますので、どうぞ、宜しくお願いします。
また、上記抜粋情報について、中国語と外国語に一致しない
部分があった場合、中国語原文を基準とします。

张有礼 联系电话: 53832277 × 168
Email: ylzhang@deancpa.com.cn

王伟文 联系电话: 53832277 × 111
Email: weiwen@deancpa.com.cn

周剑英 联系电话: 53832277 × 118
Email: jenny.zhou@deancpa.com.cn